

早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員会設置条例

(令和7年9月1日条例第5号)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、早川町・身延町・南部町医療事務組合公平委員会を置く。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。